

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 27 年度 第 2 回枚方市総合教育会議
開 催 日 時	平成 27 年 10 月 23 日 (金) 16 時から 16 時 39 分まで
開 催 場 所	市役所別館 4 階 特別会議室
出 席 者	<p><構成員> 伏見市長、記虎委員長、徳永委員長職務代理者、山下委員、吉村委員、村橋教育長</p> <p><オブザーバー> ー</p> <p><説明員> 高井教育次長、君家管理部長、若田学校教育部長、中路社会教育部長、岸政策企画部長</p>
欠 席 者	ー
案 件 名	1. 枚方市総合教育会議要領について 2. 教育大綱について 3. その他
提出された資料等の名	○資料 1 枚方市総合教育会議要領 (案) ○資料 2-1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋) ○資料 2-2 文部科学省通知 (抜粋) ○資料 3 教育大綱の位置付けについて ○国の第 2 期教育振興基本計画 (概要版)
決 定 事 項	1. 総合教育会議の運営について、原案で決定することとした。 2. 教育大綱については、第 5 次総合計画の状況を踏まえて策定することとした。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	8 名
所 管 部 署 (事 務 局)	管理部 教育総務課

○伏見市長 定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第2回枚方市総合教育会議を開会いたします。

本会議は、市長が招集し、市長と教育委員会が協議・調整する場として設けられた会議で、私が市長就任後初めての会議となりますので、1回目の会議といたしましてご挨拶させていただきますと思います。

枚方市長に就任いたしました、伏見でございます。よろしくお願いいたします。

市長選挙におきましては、枚方を変えることを訴えまして、多くの市民の皆様からご支持いただきまして、市政の担当をすることになりました。

声明に当たりましては、私は20年後、30年後の未来を見据えて新しい枚方を創造していく必要があると考えております。そのためには4つの重要なキーワードとして、子供たちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実など、人が集まるまちづくりのスタート、高齢者が健康で生き生きと暮らせるまちづくりの推進、協働によるまちづくり、将来世代に大きな負担を残さない徹底した市政改革を挙げております。総合教育会議についても教育やまちづくりについて市長と教育委員会が意見交換を行い、共通認識を持ちながら市民の声が届く教育行政の推進に向け有意義な場にしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

座らせていただきます。それでは、会議に入ります前に、本会議の構成員の自己紹介を先にさせていただきます。

まず、私、枚方市長の伏見でございます。よろしくお願いいたします。

記虎委員長をお願いします。

○記虎委員長 教育委員長の記虎です。よろしくお願いいたします。

○徳永委員長職務代理者 委員長職務代理者の徳永でございます。よろしくお願いいたします。

○山下委員 教育委員の山下でございます。よろしくお願いいたします。

○吉村委員 教育委員の吉村です。よろしくお願いいたします。

○村橋教育長 教育長の村橋でございます。よろしくお願いいたします。

○伏見市長 それでは、会議に入ります前に、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の次第でございます。資料1、枚方市総合教育会議要領（案）でございます。続いて資料2-1、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）でございます。資料2-2、文部科学省からの通知（抜粋）でございます。資料の3、教育大綱の位置づけについてでございます。最後に資料4、A4横使いになりますけれども、国の第2期教育振興基本計画（概要版）となっております。過不足等ございませんでしょうか。

○伏見市長 それでは、次第に基づき、会議を進めさせていただきます。

案件1、枚方市総合教育会議要領について、協議をしたいと思います。

前回の会議において、総合教育会議の運営に関し必要な検討が行われましたので会議要領を決定したいと思います。要領（案）を事務局で作成しておりますので内容を確認します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料1、枚方市総合教育会議要領（案）をごらんください。

まず、第1条でございますが、この要領の趣旨を定めております。

続いて、第2条において会議の出席者、第3条において会議の事務局を定めております。第4条には会議の招集等、第5条には会議の開催の周知等の手続について規定してございます。続きまして、第6条には会議の公開。そして、第7条、第8条におきまして議事録とその公表について定めてございます。なお、補足として第9条にその他の必要な事項の定めについて規定しております。

最後に附則でございますが、本日の会議でご確認いただきましたらこの要領は本日、10月23日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、枚方市総合教育会議要領の説明とさせていただきます。

○伏見市長 ただいま、事務局から枚方市総合教育会議要領（案）について説明がありましたが、この内容についてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

枚方市総合教育会議要領については、原案のとおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○伏見市長 それでは、原案のとおり決定いたします。

続きまして、案件の2番目、教育大綱についてですが、本日は4点について協議したいと思います。

1点目は、教育大綱の策定の根拠であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律における大綱策定に係る規定について共通認識を持ちたいと思います。

2点目は、教育大綱の本市における位置づけについて、確認を行いたいと思います。

3点目は、教育大綱の策定の時期について協議したいと思います。

4点目は、教育大綱の策定に当たっては、国の教育振興基本計画を参酌すべきとされているので、その事項の確認と、それに対するご意見を伺っていききたいと思います。

以上の4点の内容について、1つずつ協議をしていきたいと思います。

それでは、1点目の教育大綱の策定の根拠規定について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料の2-1をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋でございます。大綱の策定については、第1条の3に規定されてございます。

なお、本総合教育会議につきましても規定第1条の4も抜粋として掲載しております。

規定の内容につきましては、資料2-2の文部科学省通知の抜粋を用いてご説明させていただきます。資料2-2の1ページをごらんください。

下段第3、大綱の策定についての1、改正法の概要でございます。

①といたしまして、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針、これは国の教育振興基本計画を指すものでございますが、この方針を参酌し、その地域の実情に応じた大綱を定めることとされております。

②地方公共団体の長は、大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ総合

教育会議において協議するものとしたこととされております。

次に、③大綱を定め、変更したときは遅滞なくこれを公表しなければならないとなりました。

ただし、④にもありますように大綱の策定は地方公共団体の長に対し、教育委員会の権限に属する事務を長が管理し、執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとされてございます。

それでは、この資料の2ページをごらんください。

(1) 大綱の定義の①から③までにおいて、大綱は、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであるとされており、詳細な施策について策定することを求められているものではないということが記載されております。

また、教育基本法に基づく国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めるとされております。

参酌とは、参考にするという意味でございまして、教育の課題が地域によってさまざまであることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであることとされております。

なお、国の第2期教育振興基本計画においては、主として基本的な方針の部分が大綱策定の際に参酌すべき対象となることとされております。

続いて、④でございませけれども、大綱が対象とする期間について4年から5年程度を想定しているということが記載されております。

以上、大綱についての概要の説明とさせていただきます。

○伏見市長 それでは、ただいまの説明について質問・意見ございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○伏見市長 ございませんか。よろしいですか。

それでは、教育大綱の策定の根拠規定について確認した共通認識のもと、以後の協議を進めたいと思います。

次に、2点目、教育大綱の位置づけについて確認させていただきたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、教育大綱の位置づけについてご説明させていただきます。

資料の3をごらんください。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3、第1項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌するとともに本市の最上位計画である枚方市総合計画を踏まえ、これからの教育行政の根本となる方針を定めるものでございます。国の教育振興基本計画を参酌することと、枚方市総合計画、市の最上位計画である総合計画を踏まえるということはこの図式の中であらわしてございます。そして、枚方市教育大綱を教育行政の根本として枚方市教育行政の推進を図っていくもの、これが図式の示すところでございます。

以上、簡単でございますが、教育大綱の位置づけの説明でございます。

○伏見市長 ただいまの説明について、質問・意見等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。徳永委員。

○徳永委員長職務代理者 今、先ほどから説明がありましたように、大綱ということに我々がかかわっていくということは非常に責任のあることだというふうに痛感しております。市長のもとでこの大綱が策定されるというわけでございますけれども、この総合教育会議が、その大綱策定に向けてどういった役割を果たすのかなということをやっぱりいろいろ考えざるを得ないなというふうに思っています。

例えば、枚方市教育委員会としましては、枚方市教育振興基本計画の策定に向けて、審議会において審議中というふうに聞いております。いずれ答申を頂戴するということになろうというところでございますけれども、この教育振興基本計画は、大綱及び枚方市の5次の総合計画、そういうものの上にてきてくるものだという事というふうに理解しております。その点事務局にお尋ねするんですが、そちらのほうの進捗状況と合わせ考えて、この大綱をめぐる総合教育会議の進め方というのを考えていかないといけないという点で、ちょっと気にしておくべきことがありますか。つまり、答申はいつごろ頂戴できるかということもありますけれども、答申の中身は即、すなわち教育委員会の策定する計画ということではないとは思いますが、それを尊重させていただくというのはまた当然でございます。今後、いろんな基本的なことをめぐってこの教育総合会議で話し合いが行われますが、そういうことの上に振興基本計画も策定されるということになるわけですね。そういう流れの理解でよろしいのでしょうか。

○伏見市長 今、徳永委員のご質問なんですけれども、今事務局から説明ありましたこの資料3の教育大綱の位置づけと、それから次の協議事項であります策定期限、このことについても関係してまいりますので、この2番の大綱の位置づけと3番の大綱の策定期限と一緒に協議させていただくということではいかがでしょうか。今のご質問に対して事務局から説明していただけませんか。

○事務局 ただいまご質問いただいたことにお答えさせていただきます。

教育振興基本計画につきましては、資料3にもございます現在策定中の枚方市の総合計画と教育に関する大綱を踏まえて策定することになりますので、教育振興基本計画の答申が先に示されるということはないと考えております。

ですので、教育振興基本計画につきましては、大綱等で示される内容も含めまして、策定していくというご理解をお願いいたします。

○伏見市長 これ、この資料3のほうなんですけれども、ここに枚方市の教育振興基本計画が位置づけされてないんですけども、これはこのこの下のところにあるというそういう理解でよろしいですか。

○事務局 この下に枚方市教育行政の推進というのがございますけれども、まさに教育振興基本計画は、教育行政の推進に当たっての計画ということですので、これらを踏まえてというふうな形になってということでございます。

○伏見市長 徳永職務代理者よろしいですか、今の回答で。

○徳永委員長職務代理者 結構です。

せっかく審議会で審議していただいているので確認させていただいたところです。

○伏見市長 時間がないということや事情があるのでしょうかけれども、実際順序として総合計画が一定まとまって、その次に教育大綱、その後に教育振興基本計画が本来まとめられるべきだと思

うのです。それが同時進行しているというか、むしろ教育大綱が先に策定されるのは、整合性について今の段階ではちょっと問題がなかろうかという懸念をしておりますので、この会議の協議事項としてあるわけなんですけども、これについてはやはりまずは総合計画、これがまとまってから教育大綱をまとめるというような形にしていくべきではないかなというふうに私は考えてます。この点いかがですか。

○記虎委員長 やはり今市長が言われたように市長の教育に対しての考え方なり、枚方の教育、枚方市が目指すべき教育と言った意味で言うなら、やっぱり市長の考え方が入ることが必然的だと思いますので、言われてるとおりの予定の執行で良いと思っています。

○吉村委員 私も全体の整合性ということがやっぱり、どれが先行するということではなくて、やっぱりうまくお互いに関係性があるわけですから、そういう形でまず首長である市長のお考えを含めて、ある程度そこを我々が十分に意見しながらというふうな形というのは、もともとのこの会議での位置づけでもありますんで、その点については同感だということです。

○伏見市長 山下委員。

○山下委員 私も同じように思います。

まず、市長のお考えもお聞かせ願いながら私たちも十分意見を持ち合って、そのいろいろ段階を踏んだ上で最終的に教育振興基本計画が形づくられるというのは必要というふうに考えております。

○伏見市長 それでは、よろしいですか。

そうしましたら、この教育大綱の策定の時期につきましては、現在、第5次総合計画は策定中ということで、これがまとまってからこの大綱については協議していくということでさせていただきたいと思います。

徳永委員長職務代理者どうぞ。

○徳永委員長職務代理者 市長がおっしゃったことで結構ですけども、私がちょっとここで確かめたいと思ったのは、第5次総合計画の策定に向けた動きというのを受けた後で我々は大綱づくりの話をするということになるのか、ある一定の段階では並行的に対処するということになるのかということです。それと、そもそも大綱というのができた後、これはどういうふうに行行政として使っていくものなのかという、それがさっきの位置づけに絡んでいて、また、市の教育委員会として先ほどの振興基本計画にかかわっていくわけですけど、教育レベルでは、ただ市民の方から見ても大綱づくりとは一体何なんやろかというふうに思っはる方もあるんじゃないか。一体この教育大綱というのはどういうものとして市ないし教育委員会は捉えていくべきなのかという、そういうことはちょっと懸念してるんです。別に今すぐどうこうということではないんですけどね。そういう最終の使われ方というものも見ながら今後大綱の中身の議論に入っていくということが必要になってくるんじゃないかなという気がしております。

○伏見市長 時期の話については、これはやはり速やかに一定まとめていかないといけないとは思っておりますけれども、何せ総合計画が固まらないと、それが固まってない段階でその下にある教育大綱を考えても上が変わってしまうと、してた議論が無駄になってしまうと思います。全部が無駄とは申しませんが、ですから、やはり一定総合計画自体が固まった段階でやはり会議

を開かせていただかないとちょっと整合性がとれないのかなというふうに思います。もちろん、総合教育会議としては、これは正式な会議でございますので、もちろんその間、私と教育委員さんの間では、やはりコミュニケーションをとって私がどういう考え方をしているとか、皆様方がどういう議論されているとか、どういうご意見があるとか、そういうところについてはまたこれは非公式になるとは思いますが、時間とってコミュニケーションは図っていきたく思いますけれども、本来やっぱり正式な会議としては総合計画がまとまらないと次の議論に入れないと思っています。

○村橋教育長 会議自体なんですけど、市長のほうから招集というケース、そしてまた施策に関与してやはりちょっと協議をお願いしたいというときは教育委員会側からも招集のお願いをするという筋がありますので、そのあたりを想定しながらやっていきたいなと思うんですけど。

○伏見市長 そうですね、この会議も公式な会議なので、ただ単に言いたいこと言うて終わるという会議ではないと思いますので、もちろん必要があればこの会議を開くことについては、それで結構かなど。

それでは、総合計画が策定された後にこの教育大綱をまとめるということによろしいですか。

それでは、次に、4点目、国の教育振興基本計画において参酌すべきとされている事項について確認したいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、国の第2期教育振興基本計画について資料4の概要版に基づいてご説明申し上げます。

先ほども少し申し上げましたけれども、大綱の策定に当たっては、国の第2期教育振興基本計画において、主に第1部及び第2部のうち、成果発表の部分が大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となることとされております。

それでは、資料2の1ページ目をごらんください。

1枚目の1ページ目の第1部、総論概要といたしまして、我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性が示されております。

まず、1、社会を生き抜く力の養成、2、未来への飛躍を実現する人材の養成、3、学びのセーフティネットの構築、4、絆づくりと活力あるコミュニティの形成の4点でございます。

続きまして、ページ裏面をごらんください。

第2部各論の概要といたしまして、各論の8つの成果目標、1、生きる力の確実な育成、2、課題探求能力の修得、3、自立・協働・創造に向けた力の修得、4、社会的・職業的自立に向けた力の育成、これが第1部の4つの基本的方向性の1、社会を生き抜く力の養成に当たるものでございます。

続いて、成果目標の5、新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成、これが4つの基本的方向性の2、未来への飛躍を実現する人材の養成に当たるものでございます。

続きまして、成果目標の6、意欲ある全ての者への学習機会の確保、7、安全・安心な教育研究環境の確保、これが基本的方向性の3番目、学びのセーフティネットの構築に当たるものでございます。

続いて8、互助・共助による活力あるコミュニティの形成、これが基本的方向性の4、絆づくりと活力あるコミュニティの形成に当たるものでございます。

以上、このように大綱について参酌すべきとされている第1部、第2部の部分につきましては、この4つの基本的方向性、8つの成果目標から成るものということとなっております。

以上、簡単ではございますが、国の第2期振興基本計画の概要についてご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

○伏見市長 ただいまの説明について、質問・意見がありましたらお願いいたします。

徳永委員長職務代理者。

○徳永委員長職務代理者 そこで示されている項目は、どれもそれなりに大切な視点を示されている、例えば1つ目の社会を生き抜く力の養成とか、2つ目の未来への飛躍を実現する人材の養成など、今後、このようなことを我々の大綱づくりのために参酌していくということは非常に重大だと考えております。

もともと、私この数年この仕事させていただいていろいろなテーマでいろいろな場で申し上げてきたことの根本は、この現在の国際社会の厳しい状況の中でたくましく生きるための日本人の育成ということが非常に重要である、本市の教育においても、それに向けて知・徳・体にわたる力をつけるということが基本であるというようなことです。そういう観点に立っても、そういうことを押さえていくということは、もちろんやなというふうに感じておりますし、そのことは市長もおっしゃってる子供たちの未来の可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実につながっていくということでもあると思っています。

したがって、第5次総合計画の策定の状況を踏まえつつ、本総合教育会議で大綱づくりをする際に、こういう視点をきちっと生かされていくということを望んでいるということです。

○伏見市長 ほかの方いかがでしょうか。

吉村委員。

○吉村委員 それぞれの目標を構成とかいうのは、まさにこのことを規定するという事は全くないですけども、その根本となる共通の理念、やっぱりこの理念というのを枚方市としてどこに置いて、例えば1つに教育における多様性の尊重とか、ここにも書かれてありますけれども、そのあたりの中もやっぱり枚方市としてどうそれをふやしていきながら個々のそういう方向性を出していくのかというところをしっかりととれないと、形だけずっと挙げていって、こうやりましょいうやりましょいう形では、決して子供たちのためになっいけないということですので、そこは慌てずにしっかりと落とし込んでいく。十分に市長さんとも話をさせていただいて、この辺の理念を大切にしながら、そしたら具体的にどうするのかをみんなイーブンでなくて、ここを特に重点的にしっかりとやりましょとか。また、もし何かあればそこを変更していくというふうなことも含めてやっていくというのがやっぱり大切になってくるかなというふうに考えております。

○伏見市長 山下委員。

○山下委員 今、事務局から説明がありました大綱策定に参酌すべしという文科省から示されている指針ですけども、具体的な話は今後の教育総合会議で意見を出し合うという形になると思うんですが、大きな意味でというか、この内容は随分時間をかけて、随分前から見ておりますので、

1番感じてることは冒頭で市長が話をされました子供たちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の重視というところにまさにかかわってくるのだと思いますが、本当に子供たちの未来というところが肝になると思います。というのは、この示されている項目は結局子供たちを取り巻く環境、社会状況の変化、それらに対応させて、今後、手元ではなくて遠い先を見通しながら私たちは考えていかないといけないということで、現状を本当にIT化とか国際化とかそういったことで非常に急ピッチで世の中が変わってるという状況を肌でも感じますし、子育ての中でも感じていますので、そういった背景が非常に大きな課題として示されてるのかなということを考えております。

○伏見市長 記虎委員長。

○記虎委員長 このように皆さんが言われてるように基本的な方向性という意味でいえばそのとおりだと思いますし、そういった意味では国としての考え方、それと伴って地方・地域に合った教育の方向性を示し、その施策を考えていかなければならないというふうにも思います。やはり子供たちにとって何が一番有効的なのか、何が必要なのかを見極め、「全ては子供たちのために」という共通した理念・認識を持ってしっかりした施策をこの会議において尋ねていかなければならないのではないかなというふうに僕は思います。

○伏見市長 ほかはどうでしょうか。

私も全然考え方、これから教育大綱にも反映させていただいて、ご意見をいただくことになりましたけれども、私も先ほど申し上げましたとおり、子供の可能性というのは本当に真っ白の中でどれだけこの教育として子供の可能性を引き出してやれるかというのは非常に重要なことだと思いますので、これは学校教育の中でやはりそれを引き出して伸ばしてあげるような、やっぱりそういう教員の研修も含め、そういうところに向かってやっていただきたいなというふうに私は思っています。

それでは、この程度でよろしいでしょうか。

それでは案件2、教育大綱についての協議をこれで終了させていただきたいと思います。

次に、次第の案件3、その他ですけれども、私からは特にございませんけれども、事務局からは報告ございますか。

○事務局 事務局からは特にはございません。

○伏見市長 ほか何か、もしございましたら。

よろしいですか。

それでは、特にございませんので、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

これをもちまして、第2回総合教育会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。